

○沖縄総合事務局告示第三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年六月三十日

沖縄総合事務局長 能登 靖

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 二級河川小波津川水系小波津川河川改修工事（沖縄県中頭郡西原町字兼久勝連川地内から同町字小波津細工舛地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 沖縄県中頭郡西原町字兼久勝連川、同町字小那覇干原、同町字小波津下屋部及び同町字小波津細工舛地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請にかかる事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県中頭郡西原町字兼久勝連川地内から同町字小波津細工舛地内までの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川小波津川水系小波津川河川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地にかかる部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する二級河川に関する工事であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川小波津川水系小波津川（以下「小波津川」という。）は、河川法第5条第1項に規定する二級河川であり、同法第10条第1項の規定に基づき、沖縄県知事が河川管理者であることなどから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する十分な

意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

小波津川は、その源を沖縄県中頭郡西原町宇池田付近の丘陵台地に発し、東流した後、支川の翁長川と合流し、中城湾に注ぐ流路延長 3.8 km、流域面積 4.0k m²の二級河川である

小波津川は、沖縄県中頭郡西原町にあり、流域内人口は約1万2千4百人を擁し、沿川には西原町役場の新庁舎や県内の主要幹線道路である一般国道329号が存している。

また、本県は亜熱帯海洋性気候で、年平均降水量は 2,200mm に達し、近年、人工増加に伴う都市化が急速に進んで緑地や農地等の浸透域が減少し、保水機能が低下していることから、洪水はより短時間で多く流出するようになっている。また、現況の河川断面も小さいことから雨水の流下に対応出来ず、台風や梅雨時期の際にたびたび浸水被害に見舞われている。特に、平成 10 年 2 月 18 日には集中豪雨により床下浸水家屋 67 戸、床上浸水家屋 20 戸、平成 11 年 9 月 22 日の台風 18 号による洪水では床下浸水家屋 58 戸、床上浸水家屋 78 戸に及ぶ被害があるなど多くの浸水被害が発生している。

このような状況に対処するため、沖縄県において、早急に小波津川の流下能力を向上させることが求められ、平成 15 年 3 月に「小波津川水系河川整備基本方針」、同年 7 月に「小波津川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）」をそれぞれ策定し、整備計画に基づき、年超過確率 1 / 30 年規模の洪水に対応すべく基準地点である「前原」における基本高水ピーク流量の 80 m³/秒を流下させることを目標として、平成 15 年度から順次河川改修が実施されているところである。

本件事業の完成により、河道が狭隘なことから流下能力が低く、漏水による浸水被害の可能性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上が図られ、整備計画に基づく計画高水流量の安全な流下が可能となり、洪水時における浸水被害等を未然に防止または軽減することにより、人命及び財産の保護が図られるものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、振動等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、防音壁の設置により、環境基準を満足するとされている。また、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、工事期間中における地域住民等に配慮しながら施工することとしていることから、環境への影響は軽微なものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）及び「沖縄県環境影響評

価条例」(平成 12 年条例第 77 号)により、環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないが、起業者が平成 13 年度に実施した現地調査結果を基に新たな知見と工事の施工計画を踏まえ、平成 25 年度に騒音、振動、水の濁り、動物、植物について、任意に予測及び評価を行った結果、騒音、振動は「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に定める規制基準値を満足している。なお、環境保全措置として低騒音・低振動型機械を使用するなど、工事期間中における地域住民等に配慮しながら施工するとしている。また、水の濁りは濁水沈降処理を行うことで条例に定める基準値を満足するとされている。さらに、動物については、河口域で魚類のヤエヤマノコギリハゼ【環境省レッドリスト 2013・絶滅危惧 I A 類、沖縄県レッドデータブック 2005・絶滅危惧 I B 類】、甲殻類のナキオカヤドカリ【文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の国の天然記念物】、アゴヒロカワガニ、ヒラモクズガニ【沖縄県レッドデータブック・準絶滅危惧】の 4 種の貴重種が確認されたが、主生息域である河口域の改修がないことから直接影響を及ぼすことはないとされている。

なお、環境保全措置として、仮に改変区域内で生息が確認される場合は、工事着工前に可能な限り捕獲し、改変区域外に移動をするとしている。植物については、国、沖縄県指定の貴重種は確認されず、また西原町の天然記念物の分布もないことから、影響はないものとされている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されておらず、また、西原町教育委員会からの回答からも存在しない旨の報告を受けているが、本件事業の工事によって発見された場合は、すみやかに西原町教育委員会と協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、小波津川流域の洪水時における水害等を未然に防止または軽減することを目的とし、河道拡幅、河床掘削及び護岸の整備等を行う河川改修事業であり、本件事業計画は、河川管理施設等構造令(昭和 51 年政令第 199 号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するにあたっては、河川改修方法として①河道改修単独方式(拡幅+河床掘削案)及び②遊水池併用方式(中流部の河道に洪水流を一次貯蔵する案)の 2 案で検討を行っているが、②遊水池併用方式は、遊水池の整備において、大規模掘削等が必要となり施工性及び維持管理等の面で①案よりも劣り、経済性も①案より高価であるため合理的といえないと判断し、①河道改修単独方式(申請案)を採用している。さらに申請案については、拡幅方式<ケース 1>、拡幅+河床掘削 0.5 m 方式<ケース 2>、拡幅+河床掘削 1.0 m 方式<ケース 3>の 3 案で検討が行われた結果、<ケース 1>は、必要法線幅に応じて兩岸への拡幅を行うが 3 案の中で最も事業費が高くなる。<ケース 2>は、計画河床高を現況河床より 0.5 m 掘削し用地取得面積の低減を図れるとともにケース 3 とほぼ同額の事業費に抑えられる。<ケース 3>は、計画河床高を現況河床より 1.0 m 掘削し用地取得面積の低減を図り、経済性も 3 ケースのうち最

安価であるが、河口部の浚渫が必要となり、また、みお筋の確保が出来ない区間が発生するなど河川環境上の課題が生ずる。

これらを、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、最小限の川幅の拡幅と河床掘削との組み合わせにより、必要な河積を確保できる改修方法である申請案【拡幅+河床掘削 0.5 m方式<ケース 2>】によることが、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、小波津川流域では、たびたび洪水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、小波津川流域の西原町議会や地元自治会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。